

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成29年1月18日

水曜日

第4155号

## 目次

### 告示

○指定管理者の指定	1
○道路の区域変更	2
○道路の供用開始	

### 公告

○開発行為の工事完了	3
------------	---

## 告示

### 富山県告示第21号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成29年1月18日

富山県知事 石井 隆 一

#### 1 公の施設の名称

富山県立山山麓家族旅行村

#### 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社富山岸グリーンサービス 富山県富山市赤田 827番地5

#### 3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

## 富山県告示第22号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月18日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月18日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 金沢湯涌福光 線	南砺市太美 256番 4 から 南砺市太美26番 2 まで	変更前		最大 12.2 最小 5.6	200.6	砺波土木 センター
		変更後		最大 24.2 最小 10.9	200.6	

## 富山県告示第23号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月18日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月18日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 金沢湯涌福光 線	南砺市太美 256番 4 から 南砺市太美26番 2 まで	平成29年 1 月18日	砺波土木 センター

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**開発行為の工事完了**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成29年 1 月 18日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
砺波市石丸 431番、432番1の一部、432番2の一部及び433番の一部	/	/	砺波市石丸 434番地の3	沢田鉄工株式会社
中新川郡立山町利田 193番1外5筆	/	/	中新川郡立山町前沢 2440番地	立山町
射水市手崎字針原 245番1の一部、245番10、245番1地先及び245番7地先	/	/	東京都中央区日本橋本町四丁目2番10号	救急薬品工業株式会社

